

平成19年度小樽市予算書

目

次

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	8
国 民 健 康 保 険 事 業	9
土 地 取 得 事 業	11
老 人 保 健 事 業	12
住 宅 事 業	13
簡 易 水 道 事 業	15
介 護 保 険 事 業	17
産 業 廃 棄 物 処 分 事 業	19
物 品 調 達	20

企 業 会 計	
病 院 事 業	21
水 道 事 業	25
下 水 道 事 業	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	29

平成19年度 小樽市 一般会計 予算

平成19年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,714,691千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1	15,773,300
	2	6,529,700
	3	6,720,500
	4	115,200
	5	1,068,700
	6	23,000
	1,316,200	
2 地方譲与税	1	437,000
	2	313,000
	3	113,000
	3	11,000
3 利子割交付金	1	73,000
		73,000
4 配当割交付金	1	22,000
		22,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1	109,000
		109,000
6 地方消費税交付金	1	1,592,000
		1,592,000
7 ゴルフ場利用税交付金	1	47,000
		47,000
8 自動車取得税交付金	1	143,000
		143,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1	400
		400
10 地方特例交付金	1	122,000
	2	52,000
		70,000
11 地方交付税	1	15,151,000
		15,151,000
12 交通安全対策特別交付金	1	36,000
		36,000

款	項	金額
13 分担金及び負担金		千円
	1	413,930
	2	62
		413,868
14 使用料及び手数料	1	1,108,778
	2	613,053
		495,725
15 国庫支出金	1	9,054,554
	2	8,392,573
	3	629,317
	3	32,664
16 道支出金	1	2,643,943
	2	1,668,971
	3	528,542
		446,430
17 財産収入	1	135,868
	2	85,247
		50,621
18 寄付金	1	405
		405
19 繰入金	1	891,473
	2	170,875
		720,598
20 諸収入	1	4,470,140
	2	4,000
	3	1
	4	3,235,473
	5	22
		1,230,644
21 市債	1	3,489,900
		3,489,900
歳入合計		55,714,691

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 253,201 253,201
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査費 5 統制委員費 6 監査員費	1,040,144 749,655 64,760 34,003 177,561 10,479 3,686
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活費 4 国民生活費 5 国民生活費	18,882,975 6,980,832 3,148,651 8,602,850 5,381 145,261
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健衛生費 3 清掃費	5,761,165 3,868,028 334,021 1,559,116
5 労働費	1 労働諸費	69,214 69,214
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	112,855 91,805 21,050
7 商工費	1 商工費	2,155,996 2,155,996
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市計画費 5 住宅費 6 港湾費	5,876,993 9,201 1,561,908 73,476 2,771,860 510,391 950,157

款	項	金額
9 消防費	1 消防費	千円 174,995 174,995
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 中学校校舎給食費 5 社会会費 6 社会会費	1,825,021 160,609 569,517 323,083 240,071 394,600 137,141
11 災害復旧費	1 土木施設災害復旧費	5,000 5,000
12 公債費	1 公債費	8,574,788 8,574,788
13 諸支出金	1 貸付金 2 特別会計償還金 3 基金償還金	1,022,749 818,063 201,278 3,408
14 職員給与費	1 職員給与費	9,929,595 9,929,595
15 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出合計		55,714,691

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
防 火 衣 整 備 事 業 費	平成20年度から 平成23年度まで	千円 20,624

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
	千円		%	
墓 地 整 備 事 業 費	5,200	普 通 貸 借 又 は 登 録 公 債	10.0 以 内	1 起債年度から据置 期間を含め、30年以 内に借入先が定める 償還年次表により償 還する。 2 事業又は財政その 他の都合により、起 債金額の全部又は一 部を翌年度に繰延借 入れをすることがで きる。 3 財政の都合等によ り繰上償還又は借換 えをすることができる。 4 利率見直し方式で 借り入れる政府資金 及び公営企業金融公 庫資金について、利 率の見直しがあった 場合は、当該見直し 後の利率とする。
出 資 金 債	18,900			
道 路 新 設 改 良 事 業 費	349,300			
河 川 整 備 事 業 費	40,000			
都 市 計 画 事 業 費	24,500			
港 湾 事 業 費	99,000			
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 費	80,100			
重 要 文 化 財 修 復 事 業 費	31,600			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 費	15,500			
臨 時 財 政 対 策 債	1,184,000			
公 的 資 金 借 換 債	936,800			
退 職 手 当 債	700,000			
災 害 復 旧 費	5,000			

平成19年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成19年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ686,146千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 366,623
	1 使用料	366,623
2 財産収入		10,262
	1 財産運用収入	10,262
3 繰入金		138,067
	1 一般会計繰入金	138,067
4 諸収入		13,294
	1 雑収入	13,294
5 市債		157,900
	1 市債	157,900
歳入合計		686,146

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 158,802
	1 港湾整備事業費	158,802
2 公債費		527,244
	1 公債費	527,244
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		686,146

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 157,900	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成19年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成19年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,360千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 24,406 24,406
2 繰入金	1 一般会計繰入金	15,181 15,181
3 諸収入	1 雑収入	18,773 18,773
歳入合計		58,360

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 53,887 53,887
2 公債費	1 公債費	4,373 4,373
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		58,360

平成19年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成19年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,185千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 25,901 25,901
2 諸収入	1 雑収入	16,284 16,284
歳入合計		42,185

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 39,956 39,956
2 公債費	1 公債費	1,481 1,481
3 諸支出金	1 繰出金	648 648
4 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		42,185

平成19年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成19年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,070,494千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	4,276,200 4,276,200
2 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	4,488,156 2,966,350 1,521,806
3 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	5,344,244 5,344,244
4 道支出金	1 道負担金 2 道補助金	610,472 61,050 549,422
5 共同事業交付金	1 共同事業交付金	1,794,507 1,794,507
6 繰入金	1 一般会計繰入金	1,548,005 1,548,005
7 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料 2 雑入	8,910 510 8,400
歳入合計		18,070,494

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費	322,668 322,668
2 保険給付費	1 療養諸費 2 出産育児等諸費	12,403,400 12,338,300 65,100
3 老人保健拠出金	1 老人保健拠出金	3,027,708 3,027,708
4 介護納付金	1 介護納付金	674,218 674,218
5 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	1,634,300 1,634,300
6 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	8,000 8,000
7 予備費	1 予備費	200 200
歳出合計		18,070,494

平成19年度 小樽市土地取得事業特別会計予算

平成19年度小樽市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 基金貸付金収入		千円
	1 基金貸付金収入	60,000 60,000
2 繰入金		615
	1 一般会計繰入金	615
3 諸収入		185
	1 貸付金収入	150
	2 貸付地収入	35
歳入合計		60,800

歳出

款	項	金額
1 土地取得事業費		千円
	1 土地取得事業費	60,000 60,000
2 土地開発基金費		800
	1 土地開発基金費	800
歳出合計		60,800

平成19年度 小樽市老人保健事業特別会計予算

平成19年度小樽市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,006,575千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 支払基金交付金	1 支払基金交付金	千円 10,872,440 10,872,440
2 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	6,720,290 6,714,276 6,014
3 道支出金	1 道負担金	1,678,569 1,678,569
4 繰入金	1 一般会計繰入金	1,733,276 1,733,276
5 諸収入	1 雑収入	2,000 2,000
歳入	合計	21,006,575

歳出

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	千円 60,421 60,421
2 医療諸費	1 医療諸費	20,945,854 20,945,854
3 予備費	1 予備費	300 300
歳出	合計	21,006,575

平成19年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成19年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,480,876千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 596,727
	1 使用料	596,727
2 国庫支出金	1 国庫補助金	140,786 140,786
3 財産収入	1 財産運用収入	126 126
4 繰入金	1 基金繰入金	314,327
	2 一般会計繰入金	3,780 310,547
5 諸収入	1 住宅敷金収入	4,310
	2 雑収入	3,800 510
6 市債	1 市債	424,600 424,600
歳入合計		1,480,876

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費		千円 842,018
	1 住宅管理費	325,943
2 公債費	2 住宅建築費	516,075
	1 公債費	638,758 638,758
3 予備費	1 予備費	100 100
	歳出合計	

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 416,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>
公的資金借換債	8,600			

平成19年度 小樽市簡易水道事業特別会計予算

平成19年度小樽市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,293千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	64,000 64,000
2 道支出金		
	1 道補助金	41,852 41,852
3 繰入金		
	1 一般会計繰入金	60,386 60,386
4 諸収入		
	1 受託事業収入	5,055 5,000
	2 雑収入	55
歳入合計		171,293

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費		千円
	1 水道事業費	89,386 21,609
	2 水道建設費	67,777
2 公債費		
	1 公債費	81,807 81,807
3 予備費		
	1 予備費	100 100
歳出合計		171,293

平成19年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成19年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,919,790千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 2,156,410
	1 介護保険料	2,156,410
2 使用料及び手数料		31
	1 手数料	31
3 国庫支出金		3,026,839
	1 国庫負担金	2,123,667
	2 国庫補助金	903,172
4 支払基金交付金		3,857,088
	1 支払基金交付金	3,857,088
5 道支出金		1,932,324
	1 道負担金	1,908,104
	2 道補助金	24,220
6 繰入金		1,946,898
	1 一般会計繰入金	1,835,626
	2 基金繰入金	111,272
7 諸収入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑入	100
歳入合計		12,919,790

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 259,725
	1 総務管理費	132,813
	2 徴収費	12,661
	3 介護認定審査会費	112,898
	4 趣旨普及費	1,353
2 保険給付費		12,405,454
	1 介護サービス等諸費	11,201,566
	2 介護予防サービス等諸費	941,976
	3 高額介護サービス等費	250,966
	4 その他諸費	10,946
3 地域支援事業費		133,672
	1 介護予防事業費	36,768
	2 包括的支援事業・任意事業費	96,904
4 財政安定化基金拠出金		12,067
	1 財政安定化基金拠出金	12,067
5 公債費		107,272
	1 財政安定化基金償還金	107,272
6 諸支出金		600
	1 償還金及び還付加算金	600
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		12,919,790

平成19年度 小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成19年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ519千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 諸 収 入	1 雑 入	千円 519 519
歳 入 合 計		519

歳出

款	項	金額
1 公 債 費	1 公 債 費	千円 192 192
2 諸 支 出 金	1 繰 出 金	227 227
3 予 備 費	1 予 備 費	100 100
歳 出 合 計		519

平成19年度 小樽市物品調達特別会計予算

平成19年度小樽市の物品調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 物品売払収入	1 物品売払収入	5,800
		5,800
歳入	合計	5,800

歳出

款	項	金額
		千円
1 物品購入費	1 物品購入費	5,800
		5,800
歳出	合計	5,800

平成19年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	870 床
(2) 年間入院患者数	163,968 人
(3) 年間外来患者数	229,810 人
(4) 一日平均入院患者数	448 人
(5) 一日平均外来患者数	938 人
(6) 主な建設改良事業の概要	
イ 医療機器等購入費	303,500 千円
ロ 病院統合新築工事基本設計業務委託料	85,050 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	10,594,650 千円
第1項 医療収益	9,176,558 千円
第2項 医療外収益	624,147 千円

第3項 付帯事業収益 73,945 千円

第4項 特別利益 720,000 千円

支 出

第1款 病院事業費用	10,120,614 千円
第1項 医療費用	9,499,578 千円
第2項 医療外費用	524,333 千円
第3項 付帯事業費用	76,703 千円
第4項 特別損失	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額280,383千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額240千円で補てんし、一時借入金280,143千円で措置するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	438,725 千円
第1項 企業債	297,500 千円
第2項 他会計出資金	141,225 千円

支 出

第1款 資本的支出	719,108 千円
第1項 建設改良費	388,550 千円
第2項 企業債償還金	191,017 千円
第3項 長期貸付金	7,800 千円
第4項 退職給与金	131,332 千円
第5項 国庫補助金返還金	409 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小樽病院 医療機器 整備事業費	千円 120,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	平成20年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等又は元金均等半年賦償還により償還するものとする。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
第二病院 医療機器 整備事業費	177,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び付帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 4,969,227 千円
- (2) 交際費 150 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、910,096千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,195,150千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	ガンマカメラ装置	一式
	X線テレビ装置	一式
	CT(コンピュータ断層撮影装置)	一式

平成19年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水世帯数 67,800 世帯
- (2) 年間総給水量 18,800 千m³
- (3) 一日平均給水量 51,366 m³
- (4) 主要な建設改良事業の概要

イ 配水管整備事業

事業費 300,000 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 450,000 千円

事業概要 送水管更新工事、天神送水ポンプ所築造工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益 3,165,689 千円

第1項 営業収益 2,876,207 千円
 第2項 営業外収益 289,382 千円
 第3項 特別利益 100 千円

支 出

第1款 水道事業費用 3,097,501 千円
 第1項 営業費用 2,140,763 千円
 第2項 営業外費用 935,738 千円
 第3項 特別損失 21,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,159,259千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,037千円、過年度分損益勘定留保資金776,375千円及び当年度分損益勘定留保資金348,847千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入 1,020,945 千円
 第1項 企業債 750,000 千円
 第2項 負担金 70,645 千円
 第3項 貸付金償還金 200,000 千円
 第4項 固定資産売却代 300 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,180,204 千円
第1項 建設改良費	773,427 千円
第2項 企業債償還金	1,259,376 千円
第3項 貸付金	100,000 千円
第4項 退職給与金	47,401 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天神送水ポンプ所築造工事	平成20年度	千円 169,800

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業費	千円 300,000	普通貸借 又は 登録公債	%	1 平成20年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲
改良工事費	450,000			

			内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
--	--	--	---

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 777,205 千円

(2) 交際費 50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、26,380千円と定める。

平成19年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 排水戸数 | 63,800 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 22,200 千m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 60,656 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 築造工事費

事業費 1,375,700 千円

事業概要 汚水管布設工事 勝納地区ほか

中央下水終末処理場
 汚泥処理棟 汚泥焼却設備工事
 建築工事
 重力濃縮設備工事
 機械濃縮設備工事ほか

銭函下水終末処理場
 汚泥処理棟 機械濃縮設備工事

勝納中継ポンプ場 場内整備工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源にあてるため、資本費平準化債22,100

千円及び下水道事業債(特別措置分)194,600千円を借り入れる。

収 入

第1款 下水道事業収益	3,732,721 千円
第1項 営業収益	2,171,299 千円
第2項 営業外収益	1,561,322 千円
第3項 特別利益	100 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	3,823,991 千円
第1項 営業費用	2,576,570 千円
第2項 営業外費用	1,237,321 千円
第3項 特別損失	10,100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,696,941千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,389千円及び当年度分損益勘定留保資金1,632,552千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,062,841 千円
第1項 企業債	1,146,600 千円
第2項 補助金	699,000 千円

第3項 負担金	180,791 千円
第4項 受益者負担金	8,360 千円
第5項 工事負担金	2,100 千円
第6項 貸付回収金	25,890 千円
第7項 固定資産売却代	100 千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,759,782 千円
第1項 建設改良費	1,379,588 千円
第2項 企業債償還金	2,336,286 千円
第3項 貸付金	21,500 千円
第4項 退職給与金	22,408 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央下水終末処理場 汚泥処理棟 建築工事	平成20年度	千円 255,000
中央下水終末処理場 汚泥処理棟 電気設備(汚泥焼却設備)工事	平成20年度 ~ 平成21年度	千円 383,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 653,900	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成20年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により、定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができ 2 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
資本費平準化債	159,000			
下水道事業債 (特別措置分)	550,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

172,834 千円

平成19年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	46,500 t
イ がれき類等	35,000 t
ロ 廃プラスチック類等	3,500 t
ハ 土 砂	8,000 t
(2) 一日平均埋立処分量	182 t
イ がれき類等	137 t
ロ 廃プラスチック類等	14 t
ハ 土 砂	31 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益	155,261 千円

第1項 営業収益	153,615 千円
第2項 営業外収益	1,646 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用	128,463 千円
第1項 営業費用	123,483 千円
第2項 営業外費用	3,980 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額70,000千円は、当年度分損益勘定留保資金23,602千円及び繰越利益剰余金処分額46,398千円で補てんするものとする。)。

支 出

第1款 資本的支出	70,000 千円
第1項 他会計貸付金	70,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 27,849 千円

(利益剰余金の処分)

第 8 条 繰越利益剰余金のうち46,398千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計貸付金 46,398 千円